平成２２年（フ）第４号
京都府福知山市字下野条504番地
債務者　内村　梨恵
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月１日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２１年（フ）第１９６号
山口県宇部市大字西岐波1579番地６
債務者　藤村智恵美
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月１日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２１年（フ）第１９０号
北海道空知郡南幌町南14線西２番地
債務者　吉田　光雄
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２１年（フ）第１９１号
北海道夕張郡栗山町錦２丁目39番地１
債務者　吉田　鈴子
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２１年（フ）第２０７号
北海道美唄市東２条南４丁目２番８号
債務者　森下　征雄
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２１年（フ）第２１６号
北海道夕張郡長沼町東町南２丁目７番１号
債務者　脇山　正信
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２１年（フ）第２４３号
北海道夕張郡栗山町字継立177番地54
債務者　今井　紀夫
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第５号
北海道岩見沢市日の出台９丁目10番４号
債務者　大友亜里沙
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第８号
北海道岩見沢市東山１丁目10番４号
債務者　石井　知美
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２１年（フ）第２７０号
宮城県大崎市三本木字町浦５番地
債務者　渡邊　由紀
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第１４号
宮城県牡鹿郡女川町鷲神浜字大道15番地の３、前住所宮城県牡鹿郡女川町宮ヶ崎字宮ヶ崎66番地の１　日水アパート104号室
債務者　山口　有子（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２１年（フ）第２８５号
千葉県銚子市春日町15番地
債務者　星野　裕明
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２１年（フ）第６６７号
神奈川県平塚市徳延２番地の１　ベルフォーレＣ202号、前住所神奈川県平塚市大神1655番地の１　コーポＩＳＨＩＩ　Ｂ201号
債務者　柿木江梨子（旧姓首藤）
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第８６４号
神奈川県足柄下郡湯河原町土肥５丁目19番地の４　ライオンズマンション第６―901号、旧住所神奈川県足柄下郡真鶴町真鶴1702番地
債務者　青木美保子
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第８６６号
神奈川県秦野市寿町８番21号　プロミネント秦野201号
債務者　戸谷　寿之
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第１０号
神奈川県厚木市旭町４丁目12番８号　作川マンション301
債務者　松本　一也
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第１７号
神奈川県平塚市東真土１丁目10番58号
債務者　須藤　静子（旧姓青木）
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部